

お知らせ

[医療メディアの編集記者（正社員）を募集しています！](#)
[COVID-19関連情報は「日経メディカル Online」で](#)

[医師TOP](#) > [REPORT](#) > [解雇された医師が病院管理者らを訴えた理由](#)

REPORT

連載をフォロー

ニュース追跡◎患者らが515人の署名添え、主治医復帰を請願

解雇された医師が病院管理者らを訴えた理由

2020/12/22

三和 護 = 編集委員

事件・話題

解雇された医師

印刷

このエントリーをはてなブックマークに追加

2020年11月26日。「伊東市民病院の今と明日を考える会」（事務局・浦島浩司氏）のメンバーが伊東市長の小野達也氏と面談し、515人の署名を添えて請願書を手渡した。その中には、10月に伊東市民病院（静岡県）を実質的に解雇されたA医師の復帰を求める請願も含まれていた。



写真1 伊東市民病院（静岡県）

「伊東市民病院の今と明日を考える会」を立ち上げたのは、A医師が主治医だった患者・家族ら。事務局を務める浦島氏が発足の経緯を、こう説明する。

「ある日、私たちの主治医であるA医師が市民病院からいなくなりました。必死になって病院や市役所に問い合わせたのですが、まともな返答はありません。突然、主治医を失った私たちは途方暮れたのです」

ほどなく、「カルテを改ざんした医師を処分、県外施設へ異動」などとする報道があった。発端は、病院のウェブサイトに掲載された「不適切職員（医師）の公表について」と題する文書だった。公表の理由として、文書には以下の内容が記されていた（後述するように、A医師側はこの文書の公開を名誉毀損行為に当たると訴えている）。

……地域医療振興協会本部の指示により県外その他施設に異動させた職員（医師）は、患者さまの診療録（電子カルテ）内に他の医師や看護師等職員が記載した内容を、故意に削除（現在判明している件数59件）したり介入を阻止するような内容の記載を継続して行い、チーム医療・円滑な医療を阻害する行為等を継続して行いました……

こうした報道と、A医師の消息を重ね合わせた患者らは「あの先生に限ってそんなことをするはずがない」と思い、A医師を探し回った。やっとの思いで連絡を取ったA医師が語ったのは、市民病院内でパワーハラスメントを受けていたこと、明確な理由もなく職場に来ないように言われたこと、などだったという。

A医師の話聞いた患者らは、「この病院の事態を黙って見過ごすわけにはいかない。市民病院が市民のための病院であるために、患者のことを大切に、病院に従事している

の「今と明日を考える会」を立ち上げました」（浦島氏）。8月のことだった。

その後、「伊東市民病院の今と明日を考える会」は、市民病院が市民のための病院として健全に運営されることを求め、署名活動を展開。多くの市民が賛同し、515人の署名が集まった。そして11月26日。会のメンバーは市長と面談し、以下の3項目を請願した。

- (1) 市民に寄り添った市民病院、患者の命を大事にする市民病院にするため、管理者、院長と市民病院の今と明日を考える会との話し合いの場を求めます。
- (2) 医療従事者、職員、病院に関わる全ての方が安心して働ける職場とするため、医療従事者および病院職員と市民病院の今と明日を考える会との話し合いの場を求めます。
- (3) A医師の伊東市民病院への復帰を求めます。

こうした患者らの求めを、市長はどう受け止めたのか——。日経メディカルの取材に対して市長は、12月3日に以下のコメントを発表した。

「伊東市民病院の今と明日を考える会との面談の中で、伊東市民病院の運営に対するご意見については真摯に受け止め、伊東市民病院の今と明日を考える会をはじめとした市民の皆様のご意見、ご協力を賜りながら、伊東市ひいては伊豆地域の中核病院としてより良い病院となるように指定管理者とともに適切に対処してまいります」

配置転換無効の確認などを求め提訴

当事者であるA医師は6月19日、伊東市民病院の指定管理者である地域医療振興協会などを相手取って、配置転換無効の確認と名誉毀損行為に対する損害賠償を求める訴訟を提起した。12月7日に、裁判の第2回期日が開かれたばかりだ。

実は2018年11月に、A医師は地域医療振興協会を相手に民事調停を申し立てていた。病院での嫌がらせや、年俸額の過少支払い、残業代の未払いなどを話し合いで解決するためだった。その後、調停勧告が行われ、2020年2月5日には両者の間で調停が成立していた。調停の内容は明らかになっていないが、このとき和解に至っていたのになぜ、A医師は裁判を起こしたのだろうか。

訴状によると、この調停が成立してから2カ月も経たない3月23日に、A医師は病院側から「医療行為の停止と出勤制限を言い渡す」との文書を交付された。理由は、診療録の不適切記載と無断削除などがあったから、というものだ。その後も、院内での配置転換、異動か解雇の選択を迫る通告、本部への異動の辞令など、A医師にとっては受け入れがたい事案が立て続けに起こった。こうした事態に、A医師が代理人とともに対処している中、6月には前述の「不適切職員（医師）の公表について」と題した文書が公開され、A医師の県外施設への異動が公表された。これにあらがうも、9月12日には懲戒処分が出され、A医師が弁明する機会を得られた9月25日に懲戒処分とされたという。その後、10月2日には、実質的な解雇処分とされている。

A医師側は、相次いだ配置転換が無効であることを確認するためと、「不適切職員（医師）の公表について」という文書の公表が名誉毀損行為に当たるなどとして、民事裁判に打って出たのだった。

カルテの問題について原告側は、2月の調停においてA医師の診療に対する介入行為であったと決着している、との立場だ。それなのにA医師の問題とされたことに、「（2月の）調停の趣旨に反するもの」（原告側）と主張している。

なお、同裁判で被告の立場にある地域医療振興協会は、日経メディカルの取材に対して